

法 人 各 位

神戸市福祉局障害福祉課
課長（社会参加促進担当）

障害者向けグループホーム整備への支援の実施について

本市では、神戸市障がい者保健福祉計画を定めて、障害のある人が、身近な地域で今後も安心して暮らし続けることができるように、共同生活援助事業所（障害者向けグループホーム）の整備に取り組んでいます。

障害者向けグループホームの新規開設等にあたっては、消防法をはじめとする関係法令等による施設及び設備の要件を満たす必要があることから、下記のとおり、障害者向けグループホームの整備に要する費用の一部を補助します。

なお、人口に対してグループホーム定員数が少ない区における新規開設や、障害支援区分 4 以上の重度障害者を受け入れるための消防設備等の整備については、その他の整備事業よりも高い評価を行いますので、積極的な活用のご検討をお願いします。

記

1. 補助内容

グループホームを既に運営中の事業者又は的確に運営することができると思われる事業者が、既存建物を活用して新たに共同生活住居を設置する場合（**新規開設**）若しくは共同生活住居を新築する場合（**創設**）又は既存の共同生活住居を改修する場合（**既存改修**）に要する費用の一部を補助する。

2. 補助対象経費

(1) 消防設備整備費（新規開設又は既存改修）

消防法令上の設置義務が生じる消防設備（共同生活住居と一体的に整備されるスプリンクラー設備、消防機関へ通報する火災報知設備、自動火災報知設備等）の整備に要する経費

(2) 緊急通報装置設置費（新規開設）

特に夜間に発生した病気や事故などの緊急事態に対応するための緊急通報装置設置に係る経費

(3) バリアフリー化等改修費（新規開設）

新規開設に要するバリアフリーのための改修や関係法令へ適合させるために要する経費

例) エレベーターの設置、リフト設備の設置、トイレの改修、風呂の改修、洗面所の改修、階段・廊下の改修、階段・廊下の手すりの設置、間仕切壁の防火措置に係る改修、耐震改修

(4) 老朽化改修費（既存改修）

一定年数を経過して使用に耐えなくなった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等の改修に要する経費

(5) 創設費

新たに共同生活住居を整備（創設）するための経費

3. 補助の条件

- (1) 令和6年3月31日までの間に整備を完了し、令和6年5月1日までに本市の障害福祉サービス事業者の指定（変更申請による共同生活住居の追加を含む。）を受けらること。
- (2) 新規開設及び創設については、神戸市内で実施するものに限る。
- (3) **補助対象経費の上限は1,250万円とする。**
- (4) 補助対象経費には工事に係るものとし、官庁申請手続等の申請事務代行費用や備品購入費（消火器等取外し可能なもの）等は含まない。
- (5) 補助金の交付決定前に着手（契約・着工）したものは、対象外とする。

4. 補助の額

(1) 人口集中地区での新規開設又は創設の場合

1 共同生活住居ごとに、補助対象経費の合計額に5分の4を乗じた額（千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。）

(2) 既存改修又は人口集中地区以外での新規開設若しくは創設の場合

① 定員7人以下の新規開設又は創設の場合

1 共同生活住居ごとに、補助対象経費の合計額に4分の3を乗じた額（千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。）と60万円に定員を乗じて得られた額のいずれか低い方の額

② 既存改修又は定員8人以上の新規開設若しくは創設の場合

1 共同生活住居ごとに、補助対象経費の合計額に4分の3を乗じた額（千円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。）と100万円に定員を乗じて得られた額のいずれか低い方の額

※人口集中地区については、以下の総務省統計局ホームページの統計地理情報システムにてご確認ください。（操作方法は、「【参考】jSTAT MAPによる人口集中地区の確認方法」を参照ください。）

<https://www.stat.go.jp/data/chiri/1-3.html>

5. 補助協議について

本補助金の活用を希望される法人は、以下の書類を期限までに電子データで送付ください。

また、本事業は、予算の範囲内において実施しますので、協議案件が多数となった場合、不採択となることもあります。

※選考にあたり、主な選考評価項目は「別表 評価の着眼点」のとおりです。障害区分4以上の重度障害者の利用予定者数が定員の50%以上またはスプリンクラー・消防機関へ通報する火災報知設備を設置する場合、若しくは人口に対してグループホームの定員数が少ない区に新規開設する場合は、他の整備事業よりも高く評価します。

(1) 提出書類：

1	整備計画書 様式1、2
2	内訳の記載のある4社以上の工事見積書（写）
3	整備図面（障害福祉サービス事業所の主な設置基準について、各所管課と協議済み及び申請手続きの手引きで確認済みのもの） ※障害福祉サービス事業等の事業所指定を受けるに当たっての主な基準については、 申請手続きの手引き でご確認ください。）
4	施設の位置図
5	工事箇所の着手前写真
6	直近年度の法人決算書
7	建物所有者の整備に係る承諾書（任意様式） ※賃貸の場合のみ
8	提出書類チェック表（様式あり）

(2) 提出期限：令和5年6月30日（金） 必着

(3) 提出方法：電子データ（PDFデータ等）で提出してください（下記メールアドレス宛に送信してください）。

【提出先】

神戸市福祉局障害福祉課 グループホーム整備支援事業担当

住所：〒650-8570

神戸市中央区加納町6-5-1神戸市役所1号館5階

電話：078-322-6741

電子メール送信先アドレス：syogaishisetsushien@office.city.kobe.lg.jp

※障害者向けグループホームの主な設置基準とそれぞれの問合せ先は、以下の本市ホームページにてご確認ください。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a97737/business/annaitsuchi/shogaifukushi/shisetsusebi/gkijun.html>

6. スケジュール

スケジュールのたまかな目安は、下記のとおりです。

時期		内容
令和5年	6月30日	本市への書類提出期限
	7月中旬頃	内示
	8月下旬～11月頃	市の審査会（着工予定時期等に応じて順次手続きします。）
	9～11月頃	補助金交付申請書を提出 補助金交付決定 請負業者との契約締結・着工
令和6年	3月	竣工 完了検査 本市への実績報告書・補助金交付請求書の提出
	3～4月	補助金の支払

※令和6年3月末までに建築基準法、消防法、福祉のまちづくり条例の完了検査を済ませる必要があります。

※上記スケジュールは目安であり、補助金の支払時期は竣工時期に応じて変わります。

7. 書類提出後から着工までのながれについて

- ①令和5年7月中旬頃に採択の内示を予定しています。
- ②採択の内示を受けた事業は、本市の民間社会福祉施設等整備審査会による補助金交付の適格性の審査を受ける必要がありますので、速やかに当該審査会（最短で8月下旬開催予定）の審議書類の準備をお願いします。
- ③審査会での承認を得た法人には、改めて交付申請に関する書類を送付します。必要事項を記入の上、必要書類を添えて提出してください。

※なお、市の審査会での承認及び交付決定後でなければ、整備事業の着工は認められないことにご留意ください。

8. 留意事項

補助金を受けた施設については、処分制限期間を経過せず財産処分（事業所の廃止や転用等）を行う場合、補助金の返還を求める場合があります。

評価項目		評価の着眼点	
ア	選定実績	補助対象施設・法人の選定が偏っていないか。	3
イ	本市施設整備計画との整合性	神戸市障がい福祉計画等に整合しているか。 障害区分4以上の重度障害者の利用予定者数が定員の50%以上あるか、またはスプリンクラー・消防機関へ通報する火災報知設備を設置するか。	6
ウ	設置主体の適格性	法人に障害福祉サービス等の運営実績はあるか、また過去3年間に改善勧告等の行政処分を受けていないか。	3
エ	建設用地確保の確実性	確実に確保できる見込みがあるか。	3
オ	整備資金調達の確実性	確実に資金調達できる見込みがあるか。	3
カ	地域との円滑な関係の確保	地域との円滑な関係の確保が見込まれるか。	3
キ	周辺環境の適否	市街化調整区域や土砂災害警戒区域、浸水想定区域に含まれていないか。	3
ク	区・地域の特性などの個別事情による整備の必要性（施設管理・防災上の必要性）	<p>【創設・新規開設】 所在区域は人口集中地区か。 人口に対してグループホームの定員数が不足している区への設置か。</p> <p>【既存改修・老朽改修】 消防設備等法令設備の整備やバリアフリーに関する改修、その他災害や感染症対策に関する改修か。 利用者の安全・衛生等に重大な支障があるか。</p>	6
合 計			30

※点数が同点の場合は、重度障害者に対応しているか、所在区における人口に比べて施設の定員数が少ないか、施設の定員数が多いか、本体施設と連携する併設事業（介護施設・短期入所事業所等）があり併設による効果を期待できるか、設置年度が古いこと等により緊急度が高いか等を優先する。